

設計図書等に関する回答書

令和5年9月12日

二本松市長 三保 恵一  
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

1 工事（業務）番号 5土木第19号

2 工事（業務）名 防災・安全交付金事業若宮・伏返線舗装補修工事

3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
<p>① 路上路盤再生工において、『養生工無し』となっておりますが、養生工を計上しない場合は『締固め後、直ちに舗装を行う場合』（福島県土木部土木工事標準積算基準IV-3-⑤-2参照）となっております。今回工事はこれに該当するのでしょうか。通常は締固め後、一時的に交通開放を行っているので『養生工有り』ではないのでしょうか(変更にて対応するのでしょうか)。なお、表層工にて瀝青散布材・砂養生の費用が含まれているため路上路盤再生工では『養生工無し』と市当局で解釈されているようですが、「表層工で瀝青散布材・砂養生が計上されていれば、路上路盤再生工では養生工を計上しない」旨の記述が土木工事積算標準基準にあればご教示下さい。</p>	<p>① 土木工事積算標準基準に記載はないが、施工時に路上再生路盤工と表層工、それぞれで瀝青剤散布・砂養生を行えば変更で対応する。</p>
<p>② 路上路盤再生工における『添加剤セメント系』の単価について、t当たりからkg当たりへの変換について単数処理は行っているのでしょうか。処理を行っている場合にはどのように(小数点1位未満切り捨てなど)しているのでしょうか。</p>	<p>② t当たりで単価決定されているものなので、単位を変える換算の過程で単数処理は行わない。 例 12,340円/t → 12.34円/kg</p>
<p>③ 総括情報表では施工地域補正が『補正なし』となっております。特記仕様書では、現道は片側交互通行により施工となっているの</p>	<p>③ 交通量等の現場状況を確認し、監督員と協議のうえ対応を検討する。 また、受注者の警察署との交通規制の協議</p>

で、施工地域補正は『(土木)一般交通影響有り 2』となるはず(交通量の多い・少ないに関係なく)です(福島県土木部土木工事標準積算基準 I - 2 - ② - 7 参照)。変更にて対応するのでしょうか。また、なぜ当初の積算の段階で施工地域補正が『補正なし』なのかご教示下さい。

結果により対応するため当初の積算では補正しない。

事務取扱／総務部財政課契約係

TEL0243-55-5082 (直通)